C_{21}＝0.226

D_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るもの（平成ｎ年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額

E_{21}＝0.015

第十二条第六項の表市町村の項第一号算式中「$\sum_{n=18}^{20}$」を「$\sum_{n=18}^{21}$」に、「11,000円」を「11,400円」に改め、同号算式の符号C_{20}の次に次のように加える。

C_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0140

第十二条第六項の表市町村の項第二号算式を次のように改める。

算式

$$\frac{\sum_{n=2}^{20}(B_n\times C_n)+\sum_{n=4}^{13}(D_n\times E_n)\times\frac{\alpha}{0.30}+\sum_{n=14}^{20}(F_n\times G_n)+\sum_{n=8}^{20}(H_n\times I_n)+\sum_{n=7}^{20}(J_n\times K_n)+L_n\times M_n+N_n\times O_n+P_n}{230{,}000円\times A}\times Q_n+R_n\times S_n+T_n\times U_n+V_n\times W_n$$

第十二条第六項の表市町村の項第二号算式の符号B_5中「に係るもの」を「に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの、被災市街地復興特別事業に係るもの」に改め、同号算式の符号中C_{15}を削り、同号算式の符号C_2ア中「平成２年度において」を削り、「0.020」を「0.019」に改め、同号算式の符号C_2イ中「0.019」を「0.018」に改め、同号算式の符号C_3中「0.021」を「0.020」に、「0.019」を「0.018」に改め、同号算式の符号C_4ア中「0.022」を「0.021」に改め、同号算式の符号C_4イ中「0.021」を「0.020」に改め、同号算式の符号C_5中「0.023」を「0.022」に改め、同号算式の符号C_9中「0.017」を「0.016」に改め、同号算式の符号C_{10}中「0.016」を「0.015」に改め、同号算式の符号C_{12}中「0.022」を「0.021」に改め、同号算式の符号C_{14}ア中「0.023」を「0.022」に改め、同号算式の符号中「C_{15}＝0.027」を「C_{15}＝0.026」に改め、同号算式の符号C_{17}中「0.031」を「0.030」に改め、同号算式の符号C_{18}中「0.006」を「0.017」に、「0.005」を「0.030」に改め、同号算式の符号E_4中「0.011」を「0.010」に改め、同号算式の符号E_5中「0.017」を「0.016」に改め、同号算式の符号E_6中「0.024」を「0.020」に、「0.028」を「0.018」に改め、同号算式の符号E_{11}中「0.024」を「0.023」に改め、同号算式の符号E_{13}中「0.024」を「0.023」に改め、同号算式の符号中「G_{15}＝0.027」を「G_{15}＝0.026」に改め、同号算式の符号G_{17}中「0.031」を「0.030」に改め、同号算式の符号G_{18}中「0.006」を「0.017」に、「0.005」を「0.030」に改め、同号算式の符号I_8中「0.074」を「0.073」に改め、同号算式の符号I_{11}中「0.079」を「0.078」に改め、同号算式の符号I_{13}中「0.079」を「0.078」に改め、同号算式の符号I_{17}中「0.032」を「0.031」に改め、同号算式の符号I_{18}中「0.010」を「0.028」に、「0.009」を「0.050」に改め、同号算式の符号中「K_{15}＝0.071」を「K_{15}＝0.070」に、「K_{16}＝0.074」を「K_{16}＝0.073」に、「K_{17}＝0.082」を「K_{17}＝0.081」に、「K_{18}＝0.014」を「K_{18}＝0.081」に改め、同号算式の符号K_{20}の次に次のように加える。

L_n　平成ｎ年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額

M_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.005

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.004

N_n　平成ｎ年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業に係るもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額

O_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.005

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.004

P_n　平成ｎ年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るもの（平成21年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額

Q_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.005

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.004

R_n　平成ｎ年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るもの（平成21年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものに限る。）の額

S_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.008

イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.007

T_n　平成ｎ年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額

U_{21}＝0.012

V_n　平成ｎ年度に発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成21年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成21年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額

W_{21}＝0.008

第十二条第六項の表市町村の項第三号港湾における外郭施設の延長の算式中「$\sum_{n=12}^{20}$」を「$\sum_{n=12}^{21}$」に、「6,300円」を「6,130円」に改め、同号算式の符号D_{17}中「0.032」を「0.031」に、「0.042」を「0.041」に改め、同号算式の符号D_{18}中「0.010」を「0.031」に、「0.009」を「0.044」に改め、同号算式の符号D_{20}の次に次のように加える。